

さいたま市告示第1840号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき住民等から提出された意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年12月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ヤオコー浦和三室店
所在地 さいたま市緑区大字三室字西宿1215番3 外20筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤオコー
代表者氏名 代表取締役 川野 澄人
住所 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1
- 3 意見の概要
(1) 意見の対象となる生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
ア 建物南側道路の歩行者に対する安全配慮について
- 4 意見書提出年月日
令和5年11月13日
- 5 意見書の縦覧期間
令和5年12月7日から令和6年4月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 6 意見書の縦覧場所
(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)1364
FAX 048(829)1944
(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)6179
FAX 048(829)6235